

課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）

地方税法附則第15条等に定める一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

令和3年4月1日現在

適用条項	対象資産	取得時期	適用期間	特例割合	
地方税法附則 第15条	第2項第1号	水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設	令和2年4月1日～令和4年3月31日	期限なし	2分の1
	第2項第5号	下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設	令和2年4月1日～令和4年3月31日	期限なし	4分の3
	第16項	都市再生特別措置法に規定する認定事業により取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産	平成27年4月1日～令和5年3月31日	5年間	5分の3
		都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域で認定事業により取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産			2分の1
	第23項	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき取得又は改良された津波対策の用に供する償却資産	平成28年4月1日～令和6年3月31日	4年間	2分の1
	第24項第1号	津波防災地域づくりに関する法律の規定により指定された指定避難施設（指定避難施設避難用部分）	平成30年4月1日～令和6年3月31日	5年間	3分の2
	第24項第2号	津波防災地域づくりに関する法律第60条第1項の規定による管理協定に定められた協定避難用部分	平成30年4月1日～令和6年3月31日	5年間	2分の1
	第24項第3号	津波防災地域づくりに関する法律第61条第1項の規定による管理協定に定められた協定避難用部分	平成30年4月1日～令和6年3月31日	5年間	2分の1
	第25項第1号	指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産		5年間	3分の2
	第25項第2号	協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産		5年間	2分の1
	第27項第1号イ	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（1,000kw未満）	令和2年4月1日～令和4年3月31日	3年間	3分の2
	第27項第1号ロ	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（20kw以上）	令和2年4月1日～令和4年3月31日	3年間	3分の2
	第27項第1号ハ	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（1,000kw未満）	令和2年4月1日～令和4年3月31日	3年間	3分の2
	第27項第1号ニ	バイオマス発電設備（10,000kw以上20,000kw未満）	令和2年4月1日～令和4年3月31日	3年間	3分の2
	第27項第2号イ	特定太陽光発電設備（1,000kw以上）	令和2年4月1日～令和4年3月31日	3年間	4分の3
	第27項第2号ロ	特定風力発電設備（20kw未満）	令和2年4月1日～令和4年3月31日	3年間	4分の3
	第27項第2号ハ	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（5,000kw以上）	令和2年4月1日～令和4年3月31日	3年間	4分の3
	第27項第3号イ	特定水力発電設備（5,000kw未満）	令和2年4月1日～令和4年3月31日	3年間	2分の1
	第27項第3号ロ	特定地熱発電設備（1,000kw以上）	令和2年4月1日～令和4年3月31日	3年間	2分の1
	第27項第3号ハ	特定バイオマス発電設備（10,000kw未満）	令和2年4月1日～令和4年3月31日	3年間	2分の1
第30項	水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得した浸水防止用設備	平成29年4月1日～令和5年3月31日	5年間	3分の2	
第34項	児童福祉法に規定する業務を目的とする施設（特定事業所内保育施設）	平成29年4月1日～令和5年3月31日	5年間	2分の1	
第15条の8	第2項	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅	平成27年4月1日～令和3年3月31日	5年間	3分の2

適用条項	対象資産	取得時期	適用期間	特例割合
地方税法附則 第64条	中小企業等経営強化法第53条第2項に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する事業の用に供する家屋及び償却資産	令和3年4月1日～令和5年3月31日	3年間	10分の10